

事務局からの情報提供

目次

- | | |
|-------------------|-----|
| 1. 自然災害伝承碑について | P1～ |
| 2. 流域治水施策集について | P4～ |
| 3. 特定都市河川について | P6～ |
| 4. 「流域対策実施計画」について | P8 |
| 5. 流域治水協働推進事業について | P9 |



流域治水施策集

「自然災害伝承碑の地図化を通じた災害教訓の周知・普及」の取組

国土地理院では、地図・測量分野からの貢献として過去に発生した自然災害の教訓を後世に伝えようと先人たちが残した記録(石碑やモニュメント)を地域の方々に伝えるとともに、的確な防災行動による被害軽減を目指すため、「自然災害伝承碑」の地図記号を制定し、地理院地図等への掲載を推進しています。

西日本豪雨災害から学ぶ教訓

教訓：自然災害伝承碑の教訓伝承の重要性

広島県坂町小屋浦地区には、1907年(明治40年)に土砂災害があった旨の石碑が設置されています。しかし、2018年(平成30年)西日本豪雨災害では過去の教訓が生かされず、小屋浦地区では避難勧告が出されて2時間後までの避難率はわずか1.9%しかありませんでした。



大阪府葛城提供

取組目的

国土地理院では、2019年度から災害教訓の伝承に関する地図・測量分野からの貢献として、過去の自然災害に関する石碑やモニュメントなど「自然災害伝承碑」を地形図等に掲載していきます。これにより、過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切にお伝えするとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指します。

「自然災害伝承碑」とは？

- ◆ 過去に発生した津波、洪水、火山災害、土砂災害等の自然災害に係る事柄(災害の様相や被害の状況など)が記載されている石碑やモニュメントです。
- ◆ 自然災害伝承碑の情報を地理院地図等に掲載することにより、過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切にお伝えするとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指します。

地理院地図【電子】における表示イメージ



2万5千分1地形図における表示イメージ

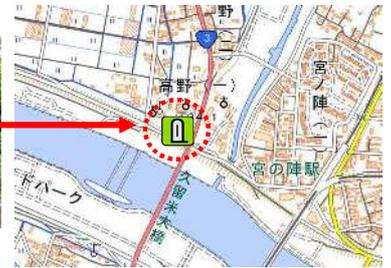


全国584市区町村2,037基を地理院地図等に掲載しています。(令和5年10月26日)

「自然災害伝承碑」表示例



筑後川災害復旧記念の碑 (福岡県久留米市)



自然災害伝承碑の活用事例

誰でも身近に感じる地図(地理院地図等)に「自然災害伝承碑」を掲載することにより、学校における学習教材、地域探訪の目標物、地域防災学習の素材のほかに、自治体等のイベントや広報誌等での紹介の広がりにより地域の防災意識の向上が期待できます。

ハザードマップや地理院地図への掲載

重ねるハザードマップや地理院地図に自然災害伝承碑を掲載することで、過去の自然災害を知るきっかけづくりや学校教育や地域学習において活用することが期待されます。



洪水浸水想定区域とハザードマップ上での重ね合わせ

浸水危険性と先人が伝えてくれた災害履歴、教訓を重ね合わせてハザードマップ上で表示



被害状況や地形特性を地理院地図上で表示

被災状況と土地の成り立ちとの関係や過去の災害履歴を地理院地図上で表示

→ 災害を現実としてイメージ可能に

広報誌及びホームページ、イベント等での紹介

自治体のイベント等の取組、広報誌などに地元の自然災害伝承碑を紹介することで、過去に発生した自然災害や教訓を地域の方々に伝える事ができ、自然災害を身近に感じるきっかけや地域住民の防災意識の向上に繋がれると考えます。

☆福岡県うきは市(冊子)



☆自治体ホームページへの掲載

- ・福岡県北九州市
- ・福岡県うきは市
- ・長崎県長崎市
- ・大分県宇佐市

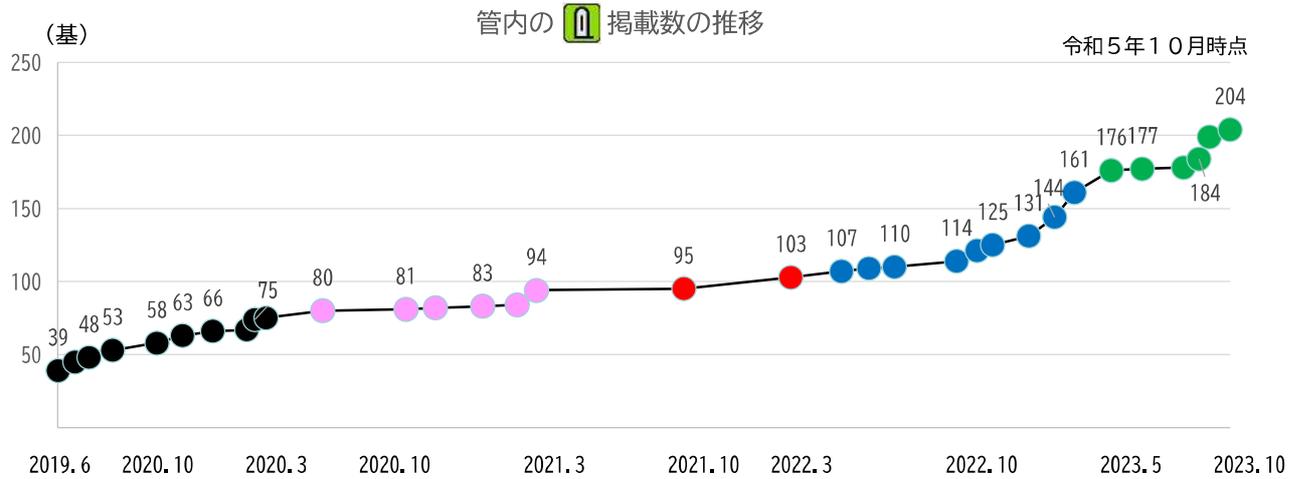


☆天草市立本渡歴史民俗資料館企画展「歴史資料でみる天草の災害展」



九州地方測量部管内の掲載状況

九州管内の「自然災害伝承碑」の登録は、着実に増加していますが、掲載数に地域差があります。
 ※地域によっては、石碑等が建立されていないケースも考えられます。



☆各県の年度別における掲載数

県	令和5年10月時点					計
	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
福岡県	14	0	0	2	0	16
佐賀県	12	7	0	0	13	32
長崎県	16	0	7	4	0	27
熊本県	2	9	0	32	29	72
大分県	3	2	0	14	1	20
宮崎県	6	1	2	4	0	13
鹿児島県	22	0	0	2	0	24

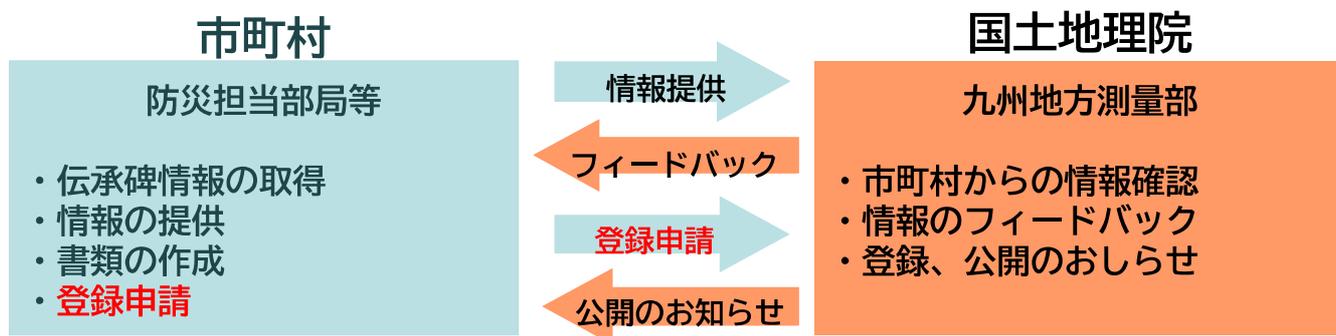


代表的な自然災害伝承碑

「自然災害伝承碑」には洪水や津波だけではなく、土砂災害、地震、火山災害など様々な種類があります。

<p>津波 (長崎県島原市)</p>  <p>寛政4年(1792)、地震により眉山が大崩壊し有明海に崩れ落ち大津波が発生した。島原側10184人、対岸の熊本側でも4997人溺死した。</p>	<p>津波 (熊本県熊本市)</p>  <p>寛政4年4月1日(1792年5月21日)、島原半島の雲仙岳の噴火活動中に起きた地震により眉山の(まゆやま)東側が大きく崩れた。崩壊に伴う大量の土砂が有明海にたれ込み大きな津波を引き起こしたため、沿岸のおよそ1万5千人の人々が犠牲となった。「島原大変肥後迷惑」とも呼ばれるこの災害で、ここ旧河内村塩屋地区では、約100人が亡くなったとの記録がある。</p>	<p>土砂災害 (熊本県球磨郡五木村)</p>  <p>昭和38年(1963)8月17日、集中豪雨により横手谷で土石流が発生した。これにより横手地区では全戸が流出し、死者10名、行方不明者1名の大災害となった。</p>	<p>地震 (福岡県福岡市)</p>  <p>平成17年(2005)3月20日、福岡市玄界灘を震源とするマグニチュード7.0、震度6弱の地震により、道路が崖崩れなどにより通行止めになり、家屋被害も発生した。</p>	<p>地震 (宮崎県宮崎市)</p>  <p>寛文2年9月20日(1662年10月31日)午前0時、日向灘を震源とした外所(とんどころ)地震が発生し、死者200名、家屋全壊3800戸の甚大な被害が出た。当地ではこの地震による地盤沈降と津波により家屋246戸が海に没し、水死者15人の被害に見舞われた。ほぼ50年ごとに新たな碑が建立されている。</p>
<p>火山災害 (鹿児島県鹿児島市)</p>  <p>鳥島は高さ約20メートル周囲約500メートルの、玄武岩質の島であった。1914(大正3)年1月13日、桜島西腹から流出した溶岩は18日にこの島を埋没させた。ここに碑を建ててその跡を示す。</p>	<p>火山災害 (長崎県島原市)</p>  <p>1990年雲仙普賢岳の噴火が始まり1991年6月3日発生した大火砕流により消防団員12名を含む43人の命が奪われた。</p>	<p>洪水 (大分県日田市)</p>  <p>大正10年(1921)6月17日の大雨により、三隅川が氾濫し、旧日田町では死者1名を出した。銭淵橋、小淵橋、庄手橋が流されるとともに、堤防は決壊し隅町で60cm~120cmの浸水に見舞われ、裏川原庄手中の川付近では180cm浸水するなどの被害がでた。</p>	<p>洪水 (佐賀県嬉野市)</p>  <p>平成2年(1990)7月2日、梅雨前線による集中豪雨で、河川氾濫、山崩れ、崖崩れが発生し、被害総額は40億円に達した。ここ七ツ川内地区においては、山崩れによる土石流が発生し道路が寸断され、家屋の倒壊・流失等甚大な被害を被った。</p>	

自然災害伝承碑の情報は、市町村の皆様と協力・連携して収集しています。
管内の自然災害伝承碑の申請にご協力をお願いいたします。



自然災害伝承碑の詳しい申請方法は、以下のウェブサイトで紹介しています。

「自然災害伝承碑」の取組

<http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi.html>

<問合せ先> 国土地理院 九州地方測量部測量課
Tel : 092-411-7910
e-mail : gsi-densyou-9@gxb.mlit.go.jp

国土交通省

農林水産省

文部科学省

経済産業省

流域治水施策集

目的とそれぞれの役割

Ver2.0 水害対策編

流域治水施策集

河川区域における対策
※海岸の場合は海岸保全区域における対策

集水域における対策

氾濫域における対策

流域治水の役割分担

目的	施策	実施主体	根拠法令等	法定計画等（ ）内は運用	予算・税制	Page	
1 氾濫を防ぐ・減らす	洪水氾濫の防止	#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤	河川管理者	河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業等	p.7
		#2 ダム事前放流	ダム管理者	河川法、個別の法令等 (電気事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会 (治水協定)	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8
	津波・高潮による氾濫の防止	#3 海岸保全施設の整備 (流域の関係者との土砂懸通による砂浜の保全・再生)	海岸管理者	海岸法	海岸保全基本計画 総合土砂管理計画	海岸保全施設整備事業 津波対策緊急事業等	p.10
	洪水氾濫の防止 (排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)	#4 排水施設・ポンプ(河川)	河川管理者	河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.11
	内水の排除 (排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)	#5 排水施設・ポンプ(下水道)	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業等	p.12
		#6 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	国・都道府県 農業水利施設管理者等	土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業等	p.13
	河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#7 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	施設管理者	-	-	-	p.14
	排水区域内の浸水の防止	#8 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	市町村・都道府県	特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p.15
		#9 雨水貯留浸透施設(下水道)	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業 大規模雨水処理施設整備事業等	p.16
	市街地等の浸水の防止	#10 雨水貯留浸透施設(民間施設)	民間事業者・個人	下水道法 特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.17
農地等の浸水の防止	#11 ため池の活用	市町村・都道府県 農業者	土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業等	p.18	
	#12 「田んぼダム」	農業者	土地改良法 農業の有する多面的機能の発揮の促進 に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等	p.19	
土砂・洪水氾濫の防止	#13 土砂・洪水氾濫対策	国・都道府県	砂防法	土砂・洪水氾濫対策計画	大規模特定砂防等事業等	p.20	
流木による被害の防止	#14 流域流木対策	国・都道府県	砂防法 森林法	砂防事業 森林・林業基本計画等	砂防事業 治山事業等	p.21	
森林の浸透・保水機能の発揮	#15 森林整備・治山対策	国・都道府県・市町村 森林所有者等	森林法	森林・林業基本計画 森林整備保全事業計画等	森林整備事業 治山事業等	p.22	
貯留機能の保全(浸水の許容)	#16 貯留機能保全区域	都道府県等	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.24	
2 被害対象を減らす	新たな居住に対し、立地を規制する 居住者の人命を守る	#17 浸水被害防止区域	都道府県	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.25
		#18 災害危険区域	市町村・都道府県	建築基準法(規制内容は条例で規定)	-	-	p.26
	既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#19 住宅等の防災改修 (嵩上げ・ピロティ化等)	市町村・都道府県	-	-	災害危険区域等建築物防災改修等事業	p.27
		#20 住居の集団移転	市町村	防災のための集団移転促進事業に係る 国の財政上の特別措置等に関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.28
	防災まちづくり	#21 住居の個別移転	市町村	-	-	がけ地近接等危険住宅移転事業	p.29
		#22 居住誘導区域、防災指針	市町村	都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業等	p.30
		#23 防災まちづくり連携土砂災害対策	国・都道府県・市町村	砂防法 都市再生特別措置法等	立地適正化計画 市町村管理構想等	まちづくり連携砂防等事業等	p.31
	高台まちづくり	#24 避難路・避難施設等の確保	市町村 民間事業者	都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.32
	氾濫拡大の抑制	#25 浸水被害軽減地区(盛土構造物等)	水防管理者	水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.34
	3 被害の軽減 早期復旧等	避難の確保(平時)	#26 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)	河川管理者 下水道管理者 市町村	水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等
#27 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練			市町村 施設管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	-	p.36
避難の確保(災害時)		#28 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信)	市町村 個人 気象庁 河川管理者	災害対策基本法 気象業務法 水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	-	p.37
経済影響の軽減等		#29 浸水対策(耐水化・止水壁等)	市町村・都道府県 民間事業者	水防法	大規模氾濫減災協議会(減災に係る取組方針)	下水道浸水被害軽減総合事業等 固定資産税の特例措置	p.38
災害復旧(洪水氾濫の防止)		#30 流域治水型災害復旧(遊水地・輪中堤)	河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	(流域治水型災害復旧)	河川等災害復旧事業	p.42
	#31 災害復旧(遊水地内の迅速な土砂撤去)	河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	-	河川等災害復旧事業	p.43	

特定都市河川（流域治水関連法※の中核をなす制度）

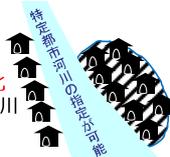
※「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号）

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。

特定都市河川の指定対象

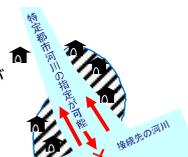
市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化

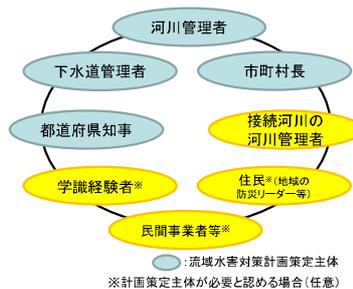
特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



（協議会設置）

国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）

流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）

流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

※流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用を支援
（令和5年度から5か年の期間措置）

※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- ・ 河道掘削、堤防整備
- ・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・ 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- ・ 対象：民間事業者等
- ・ 規模要件：≧30m³（条例で0.1～30m³の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- ・ 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- ・ 対象：公共・民間による1,000m³以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 埋立等の行為の事前届出を義務化
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の旨を講じることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事
- ・ 都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅を除く）
- ・ 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 盛土等の行為の事前届出を義務化
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ

特定都市河川浸水被害対策法の概要

特定都市河川浸水被害対策法の改正（令和3年11月施行）
 指定されている水系は全国で19水系（うち法改正後の指定は11水系）（R5.12.28時点）

特定都市河川の指定

指定に伴い施行
 （流域内すべてが対象）

雨水浸透阻害行為の許可

- 雨水浸透阻害行為をするものは許可を受けなければならない
- 開発により雨水流出量を増やさないための貯留・浸透対策を義務付け

※1000㎡以上が対象

指定と同時に施行

保全調整池の指定

- 防災調整池を保全調整池として指定することができる
- 機能を阻害する行為の届出を義務付け
- 必要に応じて助言・勧告

指定後に順次早期に指定

流域水害対策協議会の設置

流域水害対策計画の策定

河川改修・排水機場等のハード整備

- 流域水害対策計画に基づくハード対策の加速化

（河道掘削、堤防整備、遊水池、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 など）

協議会において実施内容を定める

雨水貯留浸透施設の整備

- 地方公共団体による整備
国の補助率 1/3 → 1/2
- 民間事業者による整備
計画の認定制度
国及び地方公共団体の補助
- 国有財産の活用
国有地の無償貸付、譲与

協議会において実施内容を定める

その他

- 下水道整備
- 下水道ポンプ施設の効果的な運転操作ルールを定める
- ハザードマップの作成、活用等のソフト対策

協議会において実施内容を定める

浸水被害防止区域の指定

- 要配慮者をはじめとする住民等に著しい危害が生ずるおそれがある土地を指定することができる
- 都市計画法の開発許可が原則禁止
- 立地適正化計画の居住誘導区域に含めない
- 都市計画法対象外の開発に対し、開発や建築の安全性を事前許可制により確認
- 移転や高上げ等の改修に対する予算支援

協議会において指定の方針を定める

貯留機能保全区域の指定

- 洪水・雨水を一時的に貯留機能を有する農地等を指定することができる
- 貯留機能を阻害する盛土等の行為に対し事前の届出を義務付け
- 届出に対し必要な助言・勧告

協議会において指定の方針を定める

特定都市河川指定による流域対策



【参考】都市計画法の開発許可

用途地域区分	開発許可を受けるべき家の総面積
第一種住居地域	2,000㎡以上
第二種住居地域	3,000㎡以上
第三種住居地域	1ha（＝10,000㎡）以上

「流域対策実施計画」について

- ・「流域治水プロジェクト」をより実効性のあるものとするため、雨水貯留施設として活用可能な施設（ため池、水田、グラウンド等）ごとに、貯留量、対策効果などを示した「流域対策実施計画」を関係市町村と協議のうえ作成する。 ※県独自の取り組み
- ・「流域対策実施計画」の内容は、「流域治水プロジェクト」へ反映し、プロジェクトの充実を図っていく。



図-1:「流域対策実施計画」のイメージ

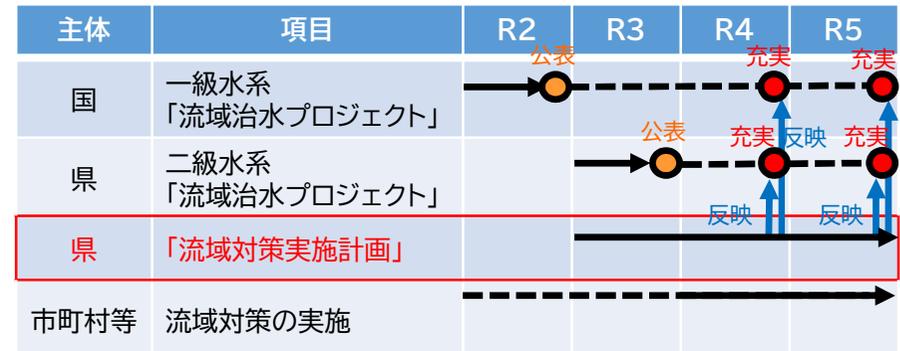


図-2:「流域治水プロジェクト」と「流域対策実施計画」の関係

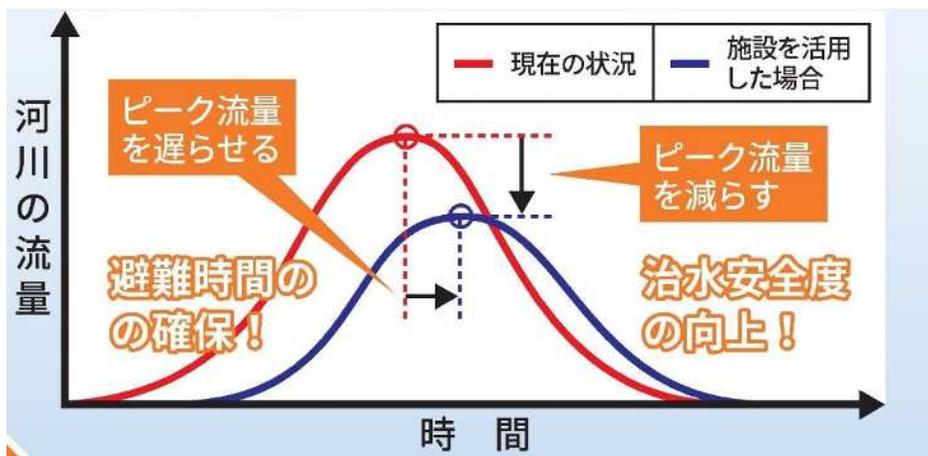


図-3:流域対策による流量低減のイメージ

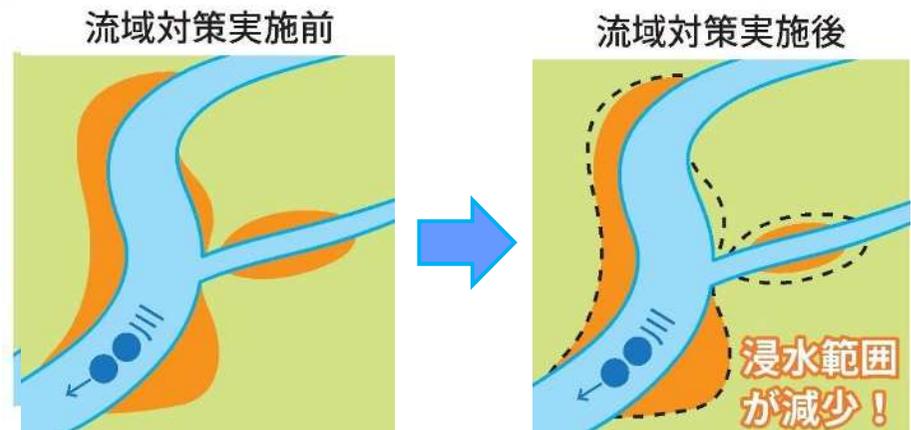


図-4:流域対策による氾濫抑制のイメージ

市町村や民間事業者が実施する雨水貯留浸透施設の整備に係る費用について補助を行います。

■目的

○流域治水の取組を促進するため、市町村や民間事業者が実施する雨水貯留浸透施設の整備に対して財政支援を行い、浸水被害の軽減を図ります。

■補助の概要

【雨水貯留浸透施設整備のための調査への支援】

補助対象：市町村

補助要件：雨水貯留浸透施設（公園、ため池、グラウンド、水田等）の整備に係る調査等
流域治水プロジェクトに記載又は記載予定の施設であること等

補助率：1/2 ※1

【雨水貯留浸透施設の整備への支援】

補助対象：市町村又は民間事業者 ※3

補助要件：雨水貯留浸透施設（公園、ため池、グラウンド等）の整備
国の流域貯留浸透事業の採択を受けた事業であること等

補助率：1/3 ※1

■実施期間

・令和5年度～令和7年度まで

■負担率※1

【現行】

	事業者	負担率			
		国	県※1	市町村	民間事業者
雨水貯留浸透施設整備のための調査	市町村	-	-	1	-
雨水貯留浸透施設の整備 ※2	市町村	1/3	-	2/3	-
	民間事業者 ※3	1/3	-	1/3	1/3



【今回】

	事業者	負担率			
		国	県※1	市町村	民間事業者
雨水貯留浸透施設整備のための調査	市町村	-	1/2	1/2	-
雨水貯留浸透施設の整備 ※2	市町村	1/3	1/3	1/3	-
	民間事業者 ※3	1/3	1/3	1/6	1/6

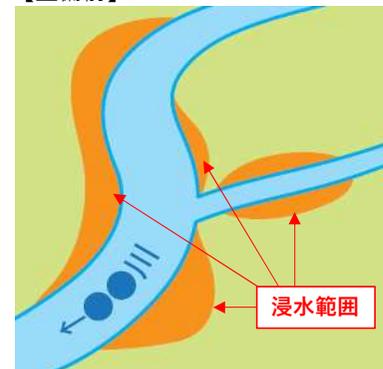
※1 負担率は上限値であり、予算の状況により、上限値内で定めます。

※2 社会資本整備総合交付金交付要綱に定められている「流域貯留浸透事業」の採択を受けた事業であることが要件となります。

※3 民間事業者への補助は、市町村を通じて行います。

■雨水貯留浸透施設整備イメージ

【整備前】



【整備後】



■詳しくは、ホームページを参照ください。 (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ryuikitsuikyodosuishin.html>)